不適当な登記識別情報の発行について

平成１８年８月１日
法務省民事局

1　不動産登記のシステムを動かしているプログラムにミスがあり、登記完了により新たに権利者となられた方に登記所から通知する「登記識別情報」の一部について、不適当なものが作成され、通知されている事実が判明いたしました。

当局による調査の結果、通知されている不適当な登記識別情報は、東京・横浜・さいたま・千葉・大阪・京都・名古屋の７法務局・地方法務局に属する２１登記所における合計４５５３通（別紙参照）と判明しており、これらの登記識別情報に関係する権利者の方々は、２７２１人です。当局としては、これらの権利者の方について、昨日から、速達郵便又は申請代理人の方の御協力を得て、連絡を取る作業をしており、反対の意向を明らかにされた場合を徐き、今後速やかに、発行された登記識別情報を無効とし、新しい登記識別情報をお送りする予定です。

なお、関係する物件は特定済みで、これについて登記申請があった場合には特に慎重な審査を行う体制としており、本件により権利者の方の権利が侵害されることはありません。

プログラムのミスは、昨年８月に実施したプログラム改修の際に生じ、本年７月２１日に判明したものですが、問題のプログラムの修正を行い、現在は、不適当な登記識別情報が発行される事態は解消されています。

2　**不適当な登記識別情報**は、

①　平成１７年８月２９日から平成１８年７月２１日までの間に「別紙」記載の２１登記所において発行されたもので、

②　３人以上の相続人による相続登記のように、１つの登記の枠の中に３人以上の権利者が登記された場合に、２人目以降の権利者に対して発行されたもの

のうちの一部であり、登記識別情報に要求される不規則性を十分に備えていないものです。

3　信頼を最も求められる登記手続に関して、このような事態が生じたことは、誠に申し訳なく、御不便をお掛けする本件の権利者、申請代理人らの関係者の方々をはじめ利用者国民の皆様に深くお詫び申し上げます。

当面、関係の登記識別情報をお持ちの方々への対応に全力を挙げますが、再発防止のための体制等の整備にも、今後十分に努めてまいります。

4　今回の手続においては、法務省・法務局から権利者の方に登記識別情報（１２桁のアルファベットと数字）をお尋ねしたり、登記識別情報通知書（又はそのコピー）の送付をお願いすることは、一切ありません。

法務省・法務局を装った問い合わせには、十分注意していただくようお願いするとともに、御不審な場合には、下記の連絡先にお問い合わせください。

問合せ先と登記識別情報の説明は省略

【参考】　共同相続等で、同じ受付番号で複数の名義人が登記されている場合の登記識別情報の未失効証明請求した場合の回答例

事例１　すべての登記識別情報に問題が無い場合

「当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していません。」

事例２　いずれかの登記識別情報に問題がある場合

「当該登記に係る登記識別情報のうち○件について通知されていません。」

事例３　すべての登記識別情報に問題がある場合

「当該登記に係る登記識別情報は通知されていません。」

「別紙」

法務局名	庁名	物件数	名義人数	通数
東京法務局	不動産登記部門	１２３	２３０	３０４
	中野出張所	７２	１５１	１９６
	世田谷出張所	１６２	２５８	３４６
横浜地方法務局	栄出張所	４５	５６	１０３
	平塚出張所	１４	２１	２８
	横須賀支局	２１	３６	４４
さいたま地方法務局	不動産登記部門	２７７	１８４	６２２
	上尾出張所	５３	５５	１３７
	川口出張所	６１	１６０	１９１
	大宮支局	１５４	１８０	４７９
千葉地方法務局	船橋出張所	７５	１２０	１９０
	市川支局	５８	９１	１２２
	柏支局	１２	１８	２４
大阪法務局	不動産登記部門	１８０	２５６	４９２
	北大阪支局	１３１	１９９	３０２
	岸和田支局	８８	１３７	２００
	豊中出張所	７５	１３８	１８０
	東大阪支局	２２	３９	５５
	枚岡出張所	3	4	6
京都地方法務局	不動産登記部門	１８６	２９７	４２４
名古屋法務局	不動産登記部門	４８	９１	９８
	合　計	１８６０	２７２１	４５５３

平成１７年８月２９日から平成１８年７月２１日までの間に、３名以上の共有名義でされた登記の一部について無効とし、平成１８年９月頃、新しい登記識別情報が通知された。

平成３０年４月１７日　司法書士武田事務所／京都